様式（役職員・研究員用）

**外国為替及び外国貿易法の遵守のため**

**の特定類型該当性に関する自己申告書**

国立大学法人琉球大学長　殿

　令和　　　年　　　月　　　日

　所　　　　属

　　　　氏 　　　名

私は、琉球大学が「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号。以下、役務通達という。）の１（３）サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、琉球大学の法令遵守のため、役務通達の１（３）サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり申告いたします。

記

（該当するものにチェックを入れてください。）

私は、現在、

□　以下の類型①に該当します。

□　以下の類型②に該当します。

□　以下の類型①及び類型②に該当します。

□　以下のいずれにも該当しません。

また私は、将来的に以下の①または②に該当する可能性が生じた場合には、速やかに受入部局の担当者へ報告します。

【類型①・類型②は以下の類型をいいます。】

**類型①：「外国法人等」又は「外国政府等」と雇用契約等を結んでいる者**

**類型②：「外国政府等」（政党等を含む）から多額の金銭その他の重大な利益を得ている者**

（※特定類型該当性の要件に関する正確な文言は裏面を確認してください。）

特定類型該当性確認のためのチェックフロー

類型①、類型②に該当するかどうかは以下のチェックフローに従って判断してください。

類型②について

類型①について

YES

NO

類型②に該当します。

類型②に該当しません。

外国政府等から、多額の金銭等の経済的利益を得ている、又は、得ることを約束しているか？（多額の金銭等とは、あなたの所得の1/4以上を占める利益をいいます。）

不明

類型①に該当する可能性があります。担当者へ相談願います。

NO

類型①に該当します。

YES

類型①に該当しません。

本学と契約に基づく指揮命令又は善管注意義務が、あなたが契約を結んでいる外国法人又は外国政府等との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務に優先するとの合意があるか？

YES

外国の大学や企業（外国法人等）又は外国政府等と雇用関係（契約の名称を問わず、時間的・場所的に拘束されるもの）又は取締役・監査役として委任契約を締結しているか？

NO

（裏面）

（裏面）

「特定類型」とは、以下の①・②のような類型をいいます。（役務通達1（3）サ①、②）

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

（イ） 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

（ロ） 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の５０％以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の５０％以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち２５％以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

**役職員・研究員の皆様にご理解いただきたいこと**

**・大学が役職員等を雇用（又は受入れ）するにあたり、もし外為法で管理されている軍事転用可能な機微技術に触れる可能性がある場合には、特定類型への技術提供に該当しているか否かを確認するため、雇用時（又は受入れ時）に特定類型該当性について大学に対して自己申告をしていただきます（日本国籍であるかを問いません）。**

**・大学が、役職員等が特定類型に該当するおそれがあると認識する際には、大学から当該役職員等に対して外為法で管理されている軍事転用可能な機微技術を提供するにあたり経産省の許可が必要になります。そのため、業務を行うにあたり必要な情報であっても、大学からすぐに提供できない可能性があります。また、経産省が安全保障の観点から技術提供を不許可とする場合には、大学から技術提供が行われない場合があります。（※役職員が業務において技術提供を行う場合、法律上は大学が提供するものとみなされます。）**

**・これは、大学が、法令遵守の目的で行うものであり、役職員等を不当に不利益に扱うことを目的とするものではありません。**

ご不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒903-0213　沖縄県中頭郡西原町字千原１番地　琉球大学総合企画戦略部研究推進課

　　　　　　お問い合わせはここから⇒　<https://forms.office.com/r/Kag5gYidSW>

